

Green Energy "law" Network

Toda Bldg. 4F, 1-21, Yotsuya, Shinjuku, Tokyo 160-0004, JAPAN, Phone: +81-3 5366-1186, FAX: +81-3 3358-5359

for immediate release

15 MAR 2002

経産省「新エネ特措法」は自然エネルギーを促進しない 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク・コメント

CONTACT: 飯田哲也、大林ミカ
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3358-5359
<http://www.jca.apc.org/~gen/>

~~~~~  
今朝、日本政府は、経済産業省が新しくとりまとめた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」を閣議了承した。この法は、太陽光や風力など新エネルギーによる発電を一定割合電力会社に義務付けることで、二酸化炭素を削減することが目的と報道されている。

しかし、実際の中身は、太陽光や風力ではなく、ごみ発電からの電気の発生が大きく見込まれているために、電気事業者にごみ焼却による発電を義務付けるものとなっている。特に懸念されるのは、100%が化石燃料資源である廃プラスチックによる発電の増加である。

また、この法は、今まで実際に自然エネルギーを普及促進してきた自然エネルギー事業者、つまり、風力発電会社や太陽電池の製造業者やバイオマス資源を取り扱う農畜産業者などからの「電気の買い取りを保証するのではなく」、電力会社による「発電」や「供給」を義務付けているために、自然エネルギー業者にとって、買い取り交渉の際の議論の透明性や、事業投資の保証が得られることが大変重要になる。だが、この法では、電力会社の供給目標に関しては経済産業大臣に届けることで足りるとされ、第三者が公開のもとで監督する開かれた市場とはなっていないために、電力会社に比べて小さな交渉力しか持たない自然エネルギー事業者にとって、大変不透明で一方的な市場が構築されてしまうというおそれがある。

この法に関する、省庁および与党内折衝の中で、「環境保全」が目的に追加されたこと、「バイオマスエネルギー」が対象として明記されたこと、もともと経済産業大臣のみだった新エネルギー目標値の設定などに関して「環境大臣などの関与」が明記されたことなど、若干の進展が見られた。このような、法案をよりよいものにしてしようとする関係者の努力の結果は評価できる。だが、未だにわたしたちは、この法では、自然エネルギーの推進が阻害され、廃棄物発電が促進され、地球温暖化は進み、将来の自然エネルギー市場が壊されると考えている。

「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、地球温暖化防止、地域分散型、市民参加、地域が元気になる新しい雇用の創出などを旗印に、自然エネルギーの普及に関しすでに世界中で大きな成功を収めている「ドイツ型固定価格買い取り制」の市民・議員立法の実現を目指してきた。国会議員の 1/3 以上が参加する超党派の「自然エネルギー促進議員連盟」と共に行ってきた活動は、マスコミ各紙でも大きく採り上げられ、地域の市民活動や自治体のエネルギー政策に対しても、少なからぬ影響を与えている。しかしながら、1999 年末から 2001 年末まで 2 年にわたって審議が行われた経済産業省の新エネルギー部会では、固定価格買い取り制度や国会での立法化運動に関して偏った一方的な情報が報告され、審議会委員として参加した当ネットワーク代表飯田の意見（不透明な市場創出の懸念、自然エネルギー失速の懸念など、廃棄物発電増加への懸念、二酸化炭素増加への懸念）も、ほとんど顧みられることはなかった。

わたしたちは、自然エネルギーの市場が健全に成長し、また、地域を活性化させるためには、固定価格買い取り制の実現こそが一番の早道であると確信している。わたしたち「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、自然エネルギーの普及を実現するために、持続可能なエネルギー政策の促進に取り組む他の多くの NGO とともに、今後の国会での議論の成り行きを、強い関心を持って注視していきたいと考えている。

以上